

①もしくは②に☑をして、枠内の各種事項をご記入ください。手続は転出(予定)日より14日以内に行う必要があります。

なお、国民健康保険、国民年金、介護保険、税関係等で別途窓口に来ていただく必要がある場合もありますので詳細は各担当課へお問い合わせください。

以下、「個人番号カードまたは住民基本台帳カード」のことを「カード」と言います。

①転出証明書の請求	<p><有効なカードを持っていない方>転出される方の中に有効なカードを持っている方がいない場合の手続原則市役所窓口で手続となり、すでに引っ越しをした等のやむをえない理由により来庁することが困難な方のみ郵送により可能です。(②は理由がなくとも可能です)</p> <p>転出証明書は、あたらしい住所またはいままでの住所へご本人様宛でしか送付できません。送付の宛先を記入した返信用封筒を必ず同封してください。</p>
②特例転出	<p><有効なカードを持っている方>転出される方の中に有効なカードを持っている方がいる場合の手続カードを利用した特例の転出となり、転出証明書は発行されません。転入届時にカードの提示と、暗証番号入力が必要となります。なお、カードを紛失された等の理由がある場合は①による手続も可能です。</p>

送付する物	<p>(1) 郵送による転出届(本書)</p> <p>(2) 本人確認書類のコピー(個人番号カード、運転免許証、資格確認書など)</p> <p>(3) 返信用封筒(①の場合のみ)</p>
送付先	<p>〒778-8501 徳島県三好市池田町サラダ1610番地1 三好市役所 市民課</p> <p>電話番号:0883-72-7609</p>

三好市長様

郵送による転出届

年 月 日

転出区分	<input type="checkbox"/> ①転出証明書の請求 <input type="checkbox"/> ②特例転出(カードを利用した特例の転出、転出証明書は発行されません)			
①のとき	転出証明書送付先	<input type="checkbox"/> あたらしい住所① <input type="checkbox"/> いままでの住所②		
	市役所への来庁が困難な理由	<input type="checkbox"/> 既に引っ越ししている <input type="checkbox"/> その他()		
届出人	転出(予定)日 年 月 日(※手続は転出(予定)日より 14日以内 に行う必要があります)	転出者との続柄 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他()		
住所等	氏名	〒	電話番号(昼間連絡がとれるもの)	自宅・職場・携帯
	あたらしい住所① ※番地の名称やアパート名等まで正確に記入してください。			あたらしい世帯主③
	いままでの住所②			いままでの世帯主④
市外へ転出する人	ふりがな 氏名	生年月日	性別	(いままでの世帯主) ④との続柄
	1	明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	男・女	
	2	明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	男・女	
	3	明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	男・女	
	4	明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	男・女	
5	明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	男・女		